（小型移動式クレーン、フォークリフト又は玉掛けに係るものにあっては、平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始されるものに限る。）について、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」とし、同号ただし書は、適用せず、第四条第一号中「者（実習を含む認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う認定職業訓練にあっては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとし、第二条第十一号から第十四号まで並びに第十五号ロ(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。

2～4　（略）

（特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例）

第三条の三　（略）

2　前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。

3・4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則附則第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十三号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者） **第六条**　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） （法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間） **第七条**　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間は、三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。 （法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜） **第八条**　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。	（法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者） **第六条**　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） （法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間） **第七条**　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。 （法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜） **第八条**　法第三条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。